

排除理由, 不確かさ, 行為調整  
-S. R. ペリーのラズ批判を手がかりに-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2021-11-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大上, 尚史 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/21988">http://hdl.handle.net/10291/21988</a>

排除理由，不確かさ，行為調整  
——S. R. ペリーのラズ批判を手がかりに——

Exclusionary Reason, Uncertainty and Coordination with  
Reference to S. R. Perry's Criticism to J. Raz

博士後期課程 公法学専攻 2015 年度入学

大 上 尚 史

OKAMI Naofumi

【論文要旨】

本稿では、イギリスの哲学者ジョセフ・ラズの排除理由の概念を検討する。「ある理由では行為しない理由」と定義される排除理由は、その内容の曖昧さが批判の対象となることが多い。本稿では、権威者の判断（排除理由の一例）が、行為者が何をすべきか分からないという不確かさへの対処方法として役立つものであり、理由の重さを変える理由であるとみなすべきだとするアメリカの法哲学者 S. R. ペリーによる批判を手がかりに、排除理由概念の実相を解明する。

【キーワード】 不確かさ，主観的二階理由，理由の重さを変える理由，主観的排除理由，確信によって制限された理由

【目次】

- I 本稿の関心
- II ペリーによるラズ批判
- III 検 討
- IV おわりに

I 本稿の関心

私はこれまでいくつかの論考でイギリスの哲学者ジョセフ・ラズ（Joseph Raz）の実践哲学上

の基礎理論である行為理由の論理学<sup>1</sup> (logic of reasons for action) の全体像を明らかにしようと試みてきた。本稿の主たる関心は、ラズ哲学における最重要概念「排除理由」(exclusionary reason) の解明ないし明確化にある。本稿が取り組む問題を提示する前に、排除理由について簡潔に説明しておく。

ラズは、排除理由という独自の観念を用いて、法を含む様々な規範現象の分析を試みている。排除理由とは、「ある理由では行為しない理由 (reason not to  $\phi$  for a reason, reason to refrain from  $\phi$  ing for a reason)」( $\phi$  は動詞を表す。以下同様。)を意味する。人は、何をすべきか決める際に、その行為をすることに賛成の理由 (reason to  $\phi$ ) と反対の理由 (reason not to  $\phi$ ) ——これらを一階理由 (first-order reason) と呼ぶ——とを比較衡量することがある。ラズによれば、我々は一階理由だけでなく、二階理由 (second-order reason) をも考慮に入れて、すべき行為を決定することがある。二階理由には、「ある理由で行為する理由 (reason to  $\phi$  for a reason)」と「ある理由では行為しない理由 (reason not to  $\phi$  for a reason)」とがある。後者が、排除理由である。この排除理由を用いて、ラズは、法、規範、ルール等の分析を提示する。例えば、他人をあだ名で呼

---

<sup>1</sup> ラズの行為理由の論理学については、*Joseph Raz, Practical Reason and Norms* (2<sup>nd</sup> ed., Oxford University Press, 1999) 参照。以下、本文および注では PRN と略記して、その引用参照箇所を示す。

私が以前 (2020 年度に) 発表した 3 つの論文の中で不注意にも間違った発行年を書いてしまった。ここでそのことをお詫びするとともに、以下でその訂正箇所を示す。「J. ラズにおける排除理由の概念——C. エッサートの批判を手がかりに——」法律論叢 93 巻 1 号 (2020 年 7 月) 39 頁注 1 の 1 行目、「ジョセフ・ラズの行為理由の論理学における規範」法学研究論集 (明治大学大学院) 53 号 (2020 年 9 月) 46 頁注 1 の 1-2 行目および「行為理由の論理学における法体系」法学研究論集 54 号 (2021 年 2 月) 2 頁注 1 の 1-2 行目の (2<sup>nd</sup> ed., Oxford University Press, 1990) を (2<sup>nd</sup> ed., Oxford University Press, 1999) に訂正する (1990 年版は、Princeton University Press から出ている)。なお、1990 年版と 1999 年版では、内容と丁付けに変更がないことを確認しているので、拙稿中での PRN の引用参照頁に訂正はない。

【PRN の版問題について】PRN には 1975 年版 (Huchinson), 1990 年版 (Princeton University Press), 1999 年版 (Oxford University Press) がある。それぞれ出版社が異なっているが、重要な差異は、1990 年版と 1999 年版には「第 2 版への補遺」が付されていることである。私は 1990 年版と 1999 年版の内容と丁付けが同じであることから、どちらも第 2 版と思っていたが、最近、L. H. Meyer, S. L. Paulson, and T. W. Pogge (ed.) *Rights, Culture, and the Law – Themes from the Legal and Political Philosophy of Joseph Raz* (Oxford University Press, 2003), p. 275 以下に掲載されているラズの著作一覧から 1999 年版が第 3 版と認識されていることを知った。PRN の 1999 年版の奥付では、1999 年版は This edition とされており、何版なのか分かりにくい。ラズ自身は、彼の著書 *The Authority of Law* (2<sup>nd</sup> ed, Oxford University Press, 2009), pp. 15, 38, 315 等、あるいは *Between Authority and Interpretation* (Oxford University Press, 2009), pp. 5, 29, 100 等で、1999 年版を第 2 版として参照しているので、私はそれに従っている。その一方で、*The Authority of Law* p. v やラズの著書 *From Normativity to Responsibility* (Oxford University Press, 2011), pp. 7, 14, 150 等では 1999 年版は current edition と表記されている。(ちなみに、ラズが自身のウェブサイトに掲載している著作一覧では、PRN の版情報は載っておらず、(Oxford: OUP, 1999) となっている。前述の通り、各版はそれぞれ異なる出版社から発行されているので、この表記でも各版の区別はつく。

ラズの行為理由の論理学の全体像については拙稿「ジョセフ・ラズの行為理由の論理学」法学研究論集 (明治大学大学院) 52 号 (2020 年 2 月) 35-53 頁、「ジョセフ・ラズの行為理由の論理学における規範」45-61 頁、「行為理由の論理学における法体系」1-19 頁で紹介・検討した。

んではいけないというルールがあるとする。このようなルールが存在するという事実は、他人をあだ名で呼ばない一階理由であり、かつ、他人をあだ名で呼ぶことを支持する理由では行為（つまり、あだ名で呼ぶことを）しない理由である、となる。

ラズが提示した排除理由には各種の批判が向けられている。その中には排除理由の概念の曖昧さを指摘するものがあり、本稿では特にアメリカの法哲学者 S. R. ペリーによるラズ批判を取り上げる<sup>2</sup>。ペリーは、排除理由は、行為者が何をすべきか分からない（つまり、行為理由の存在や重さを正確には知らず、理由の比較衡量ができず、すべき行為がわからない）という意味での不確かさに対処する手法として理解されるべきだとする。つまり、排除理由（例えば、権威者の判断）は、行為者の実践的推論から一定の理由を排除するものとしてではなく、一階理由（以下、一階理由であることが文脈上明白なときは、単に「理由」という。）の重さに影響を与える「二階理由」（上述したラズの用法とは異なることに注意されたい。後述Ⅱ（3）（a）参照）として働くものとみなすべきだと主張する。

ラズとペリーの論争の主たる論点は、排除理由は、行為者の実践的推論から一定の理由を排除するのか、それとも理由の重さを変えるのかである。だが、本稿では、この問題には直接取り組まない。それは、ラズとペリーがそれぞれ念頭に置く権威者像が異なること、またそれゆえに権威分析の手法も異なることのために、あまり実りがないからである。以下では、ペリーによるラズ批判の検討を通して、ラズの排除理由理解は、批判にもかかわらず、変更を迫られるわけではないが、行為者が権威者の判断を多様な仕方を受け取るということをうまく捉えられないという限界があることを明らかにする。

## Ⅱ ペリーによるラズ批判

ペリーによるラズ批判は次の三つに分けることができる。

第一に、ラズの挙げる排除理由には二種類のものがあり、排除理由に統一的な説明を与えることはできないこと。

第二に、すべき行為が分からないという不確かさ、つまり行為者が主観的決定においてすべき行為を決めることができないこと、ないし理由の客観的衡量の示す行為が分からないことへの対処方法として排除理由を位置づけるべきであること<sup>3</sup>。

第三の批判は次のようなものである。ラズの普通の正当化のテーゼ（normal justification the-

---

<sup>2</sup> Stephen. R. Perry, Second-Order Reasons, Uncertainty and Legal Theory in 62 S. CAL. L. REV. 913 (1989). 以下、SULと略記してその引用参照箇所を示す。また、ラズの行為理由論については、前掲注1で示した文献のほか、SUL, pp. 916-919でのペリーによる記述が正確で要領良くまとまっている。

<sup>3</sup> 主観的決定（subjective determination）とは、人が何をすべきかを決定するときに行う実践的推論を意味する。これが主観的と言われるのは、何をすべきかの決定が人々の主観のうちで行われるからである。他方で、理由の客観的衡量（objective balance of reasons）は、 $\phi$ する理由と $\phi$ しない理由の比較衡量を意味する。人は、理由である事実を正しく認識し、その重さを正確に知ることができれば、すべき行為の主観的決定に

sis) によれば、権威者が正統であるのは、行為者が自分自身の判断で行為するよりも、権威者の判断に従うほうが、理由の比較衡量において勝つ理由に一致する行為をする確率が高いからである。権威者の判断が、大体において正しいというだけではいまだ彼は正統ではない。権威者よりも行為者のほうが判断能力に優れていれば、行為者のほうがより多く正しい判断をするであろう。したがって、普通の正当化とは、権威者のほうが、行為者に比べて、正確な判断をすることが多いということを示すことである。

いずれにせよ、正統な権威者の判断は正しいことが多いかもしれないが、もし間違っているなら、それに従う理由はない。行為者は、すべき行為が何であるのか知っている場合には、自分自身の判断で行為すればよい。他方で、行為者がすべき行為が何なのか分からないなら権威者の判断に従えばよい。だが、行為者が自分のすべき行為はわからないが、権威者の判断が間違っていると確信——「すべき行為が $\phi$ であると知っている」と「すべき行為が $\phi$ であると確信している」の違いに注意されたい——しているときには、権威者の判断に従うべき場合と従うべきでない場合があるとペリーは主張する。

以下では、以上の批判を順次取り上げ、ラズによる反論とあわせて検討したい。

#### (1) 二種類の排除理由——客観的解釈と主観的解釈

ペリーによれば、排除理由には、客観的解釈と主観的解釈の二種類がある。ラズが排除理由の典型例として挙げる約束と権威者の判断は、それぞれ排除理由の客観的解釈と主観的解釈の事例であり、排除理由としての性質が異なる、とペリーは主張する。(なお、ラズは権威者の判断の具体例として、法令、判決、専門家による助言などを挙げているが、ペリーは、明言してはいないが、助言に焦点を当てている。)

##### (a) 約束と客観的排除理由

約束は、約束したことをする一階理由であり、かつ約束したことに反対する理由で行為しない排除理由である。例えば、 $x$  が  $y$  と休日にカフェで会うと約束したとする。 $x$  が  $y$  とそのような約束をしたという事実は、 $x$  がカフェに行く一階理由であり、かつ、 $x$  がもつカフェに行くことに反対する一階理由では行為しない排除理由である。

ペリーの見解では、約束は、仮に約束しなかったならば諸理由の客観的衡量に現れるであろういくつかの理由を排除する (preempt)<sup>4</sup>。(約束がなくても約束した行為と同じ行為をすべき場合が

---

において示された行為は、理由の客観的衡量が示す行為と同じ行為となる。理由の客観的衡量は、すべき行為を示してくれるので、人々は、自分の主観的決定が正しかったかどうかを、理由の客観的衡量に照らして、確認することができる。SUL, *supra* note 2, p. 922 参照。どのようにして行為者は客観的衡量を知ることができるのか、ということについてはペリーは述べていない。以下で検討するペリーの事例の一部には、権威者は客観的衡量を知らないのに、行為者は知っているという状況が議論の前提になっているものもある。

<sup>4</sup> SUL, *supra* note 2, p. 927 参照。

ありうることをペリーは無視しているが) たいいていの場合, 人がひとたび約束をすると, 約束する前と約束した後とでその人がすべき行為が変わる。もちろん, 約束が他の理由に負ける場合もある。xがカフェに向かう途中で瀕死の事故者に会い, 救助すると約束を守れないというような場合が, そうである。約束はすべての理由を排除するわけではないが, 他の事情が等しいなら, 約束はたいがい理由を排除する。xはyとカフェで会う約束をしなかったならば, 家族とレジャーに行くべきだったかもしれないが, xが約束すると, それと衝突する理由は排除され, xはyとカフェで会うべきである。

#### (b) 権威者の判断と主観的排除理由

ペリーによれば, 約束とは対照的に, 権威者の判断は, それが出された前後ですべき行為を変化させない<sup>5</sup>。権威者は, 一定状況に置かれた行為者に当てはまる諸(一階)理由——ラズは依存理由(dependent reason)(比較衡量において結果的に負けた理由も含まれる)と呼ぶ<sup>6</sup>——を比較衡量したうえで, 行為者に対して彼がすべき行為を判断として下す。権威者の判断は行為者にとって新たな行為理由となる。それは, 指示された行為をする一階理由であり, かつ, それに反対の理由(特に, 自分の判断)では行為しない排除理由である。(なお, ややこしいが, 権威者によって比較衡量される理由も一階理由であり, 比較衡量の結果出てくる排除理由としての判断も一階理由の面をもつ。)

ここでのポイントは, 理由の客観的比較衡量について誰の判断(権威者の判断か, 行為者自身の判断か)が優先されるのかである<sup>7</sup>。権威者は行為者に代わって何をすべきかを決定しただけなのだから, 判断が出される前後で——そして権威者の判断の正誤にかかわらず——すべき行為に変化はない<sup>8</sup>。ペリーは, 権威者の判断が間違っているのであれば, 行為者は権威者の判断に従うべきでない, ということを暗に強調したいのである。

判断が出される前後ですべき行為に変化がないとしたら, 権威者の判断の有用性はどこにあるのか。ラズによれば, 権威者の判断は, 行為者が比較衡量で勝つ理由が要求する行為と一致した行為をする可能性を高めることによって正当化される。すでに触れたように, ラズは, これを普通の正当化のテーゼと呼ぶ<sup>9</sup>。行為者が, 自身の置かれた状況で自分に当てはまる理由に直接従おうとす

<sup>5</sup> SUL, *supra* note 2, p. 928 参照。

<sup>6</sup> ジョセフ・ラズ, 森際康友編『自由と権利』(勁草書房, 1996年)150-151頁, J. Raz, Authority and Justification, in *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 14, No. 11 (Winter, 1985), pp. 9-10(以下, AJと略記する), J. Raz, *The Morality of Freedom* (Oxford University Press, 1986), p. 41(以下, MFと略記する)。

<sup>7</sup> SUL, *supra* note 2, 928 参照。

<sup>8</sup> ラズは, ペリーと違って, 権威者の判断が行為者のすべき行為を変えないとは述べていない。MF, *supra* note 5, pp. 48-51 参照。(紙幅の関係で検討する余裕がないが, ペリーは, 囚人のジレンマ的状况を解決するための権威者の判断の場合には, 権威者の判断の他の特徴や, 権威者の判断が出される状况の特徴が, すべき行為を変えると述べている。SUL, *supra* note 2, p. 930 参照。)

<sup>9</sup> 『自由と権利』(前掲注6)166-173頁, AJ, *supra* note 6, pp. 18-22, MF, *supra* note 6, pp. 53-57。

るよりも、権威者の判断に従った方が、当の状況で比較衡量で勝つ理由が要求する行為に一致する行為をとる可能性が高まるなら、権威者の判断は正当化される。上述したが、ペリーによると、権威者が正確に理由の比較衡量をしてすべき行為を決めるのなら、判断が出される前に存在する（依存）諸理由の客観的衡量が要求する行為を指示するだけであって、約束の場合とは違い、判断が出される前後ですべき行為に変化はない。

まとめると、約束と権威者の判断の対比から、ペリーは排除理由を二種類に分ける。理由の客観的比較衡量に現れる一定の理由では行為しない理由と、客観的比較衡量に関する行為者自身の判断では行為しない理由とである<sup>10</sup>。前者は、一階理由——これは客観的比較衡量に現れる理由——たる事実を排除することから、客観的排除理由ないし排除理由の客観的解釈と、後者は、理由たる事実についての行為者の判断——これは客観的比較衡量に現れない主観の産物——を排除することから、主観的排除理由ないし排除理由の主観的解釈と呼ばれる。ペリーが問題視するのは後者の主観的排除理由である。

## (2) 不確かさと主観的排除理由

上述のように、権威者の判断は、客観的比較衡量に関する行為者の判断を排除する理由、すなわち、行為者自身の判断では行為しない理由である。ペリーによると、行為者の観点から見た場合に、権威者の判断に依拠すること、言い換えると、行為者が自分の判断で行為しないことが正当化されるのは、それが行為者が自分のすべきことを知らないという実践的不確かさに対処する賢明な方法である場合だけである<sup>11</sup>。なぜなら、行為者はすべき行為が何であるのか分かっているなら、自分の判断で行為すればよいからである。行為者が権威者の判断に従うことが合理的であるのは、行為者が理由の比較衡量が要求する行為について分からない場合や、自分の判断を信用できない場合に限られる。

ペリーは、行為者が、理由の客観的比較衡量についての他人の判断に敬讓することが正当化されるのはどのような場合であるのかを示して、権威者の判断の機能をより正確に描こうとする。

## (3) 権威者の判断がもつ二つの限界

### (a) 第一の限界と排除理由の再定式化

ラズは行為者が権威者の判断に従わなくてよい場合を、排除理由の射程外の場合を除いて、扱っていない。それに対して、ペリーは権威者の判断がどのような限界をもっているのかを、行為者が権威者の判断をどのように受け取るかに注目して明らかにし、どのような場合に行為者は権威者の判断に従い、または従わないことが合理的であるのか示している。

<sup>10</sup> わかりにくいだが、約束は、仮に約束をしなかったならすべきであった行為を決める理由の比較衡量を排除し、権威者の判断は、行為者の比較衡量判断を排除する。

<sup>11</sup> SUL, *supra* note 2, p. 929 参照。

第一の限界は、次のようなものである。実践的不確かさに付きまといわれている行為者は、権威者がその実践的推論において支持した結論たる行為に賛成する理由を、理由の重さについての自分の判断よりもいくらか重くするものとして扱う場合がある<sup>12</sup>。つまり、権威者が  $\phi$  せよと言った場合、行為者は、 $\phi$  する理由に実際にどれくらいの重さがあるか分からなかったとしても、 $\phi$  する理由のほうがより重い理由であるかのように行為することができる。この場合、行為者は、権威者の判断があるという事実を、自分もつ、理由の重さについての信念に影響を与える——ペリーは端的に「重さを変える」と言うが——理由とみなしていることになる。

注意されたいのは、ここでペリーが想定している実践的不確かさは、行為者がどんな理由が存在するのか、どんな重さをもっているのか全く分からないという極端な場合ではないことである。行為者は理由の存在を——すべてではないにしても——知っており、その重さについても自分なりの意見をもっている。だが、そのような行為者が権威者の判断を受けて、重さに関する意見を変えるという事例が扱われているのである。

ペリーによればそこでは、行為者は権威者の判断に部分的な敬讓しか示していない。ペリーは詳しい説明をしていないが<sup>13</sup>、部分的敬讓とは、 $\phi$  せよという権威者の判断を、行為者が自分の主観的決定における  $\phi$  する理由と  $\phi$  しない理由との比較衡量の際に、 $\phi$  する理由を重くする、ないし  $\phi$  しない理由を軽くする理由とみなして  $\phi$  するか否か決定するというかぎり、行為者の判断は、完全には排除されていないという意味である。つまり、権威者の判断がもつ第一の限界とは、権威者が  $\phi$  せよという判断を出したとしても、必ずしも行為者自身が  $\phi$  すべきだと考えるとは限らないということである。

ここで、「重さを変える理由」の例を挙げておこう。x が健康のために食生活を見直し、野菜を食べる決意をしたとする。健康の維持増進に必要な栄養が野菜に含まれているなら、x が野菜を食べることは x の健康維持にとって適切な手段であると考えられる。しかし、x は 1 日に必要な栄養を野菜で摂取する場合には多量の野菜が必要であることを知り、野菜ジュースで代用できないかと考えている。x は野菜を食べるべきか、野菜ジュースを飲むべきか分からない。x は野菜の専門家である y にどうすべきか聞いたとする。x が y から野菜ジュースは飲まない方がいい（野菜を食べるべきだ）と言われて実際にそうする場合で、なおかつ部分的にしか y に敬讓を示さない場合には、x は y の発言をラズの意味での排除理由とみなしていない。y が野菜を食べるべきだと言ったこと自体は野菜を食べることの良し悪しとは何の関係もない。しかし、野菜の専門家である y がそう言ったということは、野菜を食べる理由と、そうしない理由との比較衡量において、前者を重く捉える理由になる。なぜなら、y は野菜の栄養について専門的知識を有しているはずだから、野菜を食べる理由の重さを正確に理解していると考えられるからである。x 自身はこれらの理由の重

---

<sup>12</sup> SUL, *supra* note 2, p. 932 参照。

<sup>13</sup> SUL, *supra* note 2, p. 932 参照。



さを知らないにもかかわらず、yの発言によって、野菜を食べる理由に対してより多くの重さがあるとみなすことができる。

注意すべきことに、yの発言は、ラズの言う意味での理由の重さを変える補助理由ではない<sup>14</sup>。補助理由とは、すべき行為が具体的には何であるのか特定したり、理由の射程を変えたり、理由の重さを変えたりする。補助理由が変える理由の重さとは、客観的比較衡量の秤の上にある理由がもつ重さのことである。ラズが挙げる例で、例えば、友人がけがをして入院しているという事実は、私が見舞いに行く理由である。友人が家族と離れ離れであるという事実は、私が友人を見舞う理由の重さを、より重くする補助理由である<sup>15</sup>。

他方で、権威者が何かを言ったということは、行為の良し悪しとは無関係であるから、理由の(いわば客観的)重さとも無関係である。権威者の判断は、理由の客観的比較衡量に現れる理由ではない<sup>16</sup>。権威者の判断はあくまで行為者の主観的決定——これは必ずしも客観的比較衡量と一致しない——における理由の重さを変える。行為者(x)は理由の重さはわからないが、自分なりの重さの判断をもっていることがあり、権威者(y)の発言を根拠にして一方の理由により多くのまたは少ない重さを与えることで、すべき行為を決定することができる。つまり、この場合における $\phi$ せよという権威者の判断は、 $\phi$ する理由が $\phi$ しない理由を覆すほどの重さを本当にもつかどうかかわからないが、あたかもそのような重さがあるかのようにみなす理由として行為者の実践的推論において働くのである。

このような部分的敬讓の考え方をもとに、ペリーは、主観的排除理由(そしてそれを一般化した主観的二階理由)の定式化を試みる<sup>17</sup>。

- ① 主観的二階理由(または重さを変える理由 reweighting reason)は、ある一階理由を、行為者が権威者の判断がなかったならば諸一階理由間の客観的比較衡量が要求することについての自身の主観的決定においてもつと考えるよりも大きな、または小さな重さをもつとみなす理由である。
- ② 主観的排除理由は、[権威者が $\phi$ せよという場合に行為者がもつ $\phi$ しない]ある理由を、重さ0をもつものとみなす理由である。

ラズが二階理由を「ある理由で行為する理由」、「ある理由では行為しない理由」(排除理由)と

<sup>14</sup> 補助理由については、PRN, *supra* note 1, pp. 34-35, および拙稿「ジョセフ・ラズの行為理由の論理学」(前掲注1) 40-41頁参照。

<sup>15</sup> Joseph Raz, Facing Up: A Reply in 62 S. CAL. L. REV. 1153 (1989), p. 1178 参照。以下ではFUと略記して引用参照箇所を示す。

<sup>16</sup> SUL, *supra* note 2, p. 930 参照。

<sup>17</sup> ①, ②ともにSUL, *supra* note 2, p. 932. なお②の〔 〕内は引用者による補足。

定義していたのとは異なり、ペリーは主観的・二階理由を一階理由の重さを変える理由 (reweighting reason) として捉えなおしている。(なお、ペリーは「二階」の意味を説明していないが、一階理由の重さ (についての行為者の意見) に関わるから高階の理由であるという意味であろう。)

上記の例では、行為者 x は y の判断が出される前までは理由の存在は知っているものの、どちらの理由が重いかは知らないというものである。この場合に、y の発言は、x が以前よりも  $\phi$  する理由のほうにより多くの重みを与える理由 (①) となる。

ペリーは述べていないが、 $\phi$ せよという権威者の判断があったとしても、行為者が  $\phi$  する理由を以前よりも重いものとみなしたうえで、なお  $\phi$  しない理由のほうが重い場合や、どちらが重いか分からないということもありうる。そうであれば、権威者の判断を行為者が①の理由として受け取ることは、必ずしも行為者の実践的不確かさを解消してくれるわけではない。また、 $\phi$  することを支持する理由が複数ある場合に、 $\phi$ せよという権威者の判断が、いくつかある  $\phi$  する理由のうちのどれの重さを変えるのか、あるいはひとまとめに重さを変えるのかということについては、ペリーは何も述べていない。

②は①の極端な場合である。ある理由が重さ 0 であれば、行為者による理由の比較衡量判断の秤の上で行為を支持する力をもたない。①と②は、権威者の判断を受けた行為者が、理由の重さについての自分の見解を変えるというものである。これもまたペリーは述べていないが、重さがどのくらい——著しく重くなるのか、少し軽くなるのか、重さがなくなるのか——変わるのかは、行為者が権威者の判断をどれだけ信用しているのかによると思われる。ペリーは、行為者が権威者の判断を間違っている (または正しい) と確信する程度によって、権威者の判断に敬讓を示すかどうか (後述 (b) 参照) が決まるという理由理解を示している。

ラズとペリーの違いは、権威者の発言が行為者にとって理由となる時、それが行為者の実践的推論において一定の理由を排除し、そもそも行為決定に関与しないものとみなすか (ラズ)、主観的比較衡量の秤の上には載るが重さを欠くため秤を傾けることがないとみなすか (ペリー) にある。②において理由の比較衡量の秤の上に重さのない理由を置くことは無意味だと思われる。ペリーがそのようなことをするのは、権威者の判断は理由を比較衡量から排除するのではなく、その重さを変えるのだという発想に基づいて、重さが極端に減る場合、重さ「0」とされるからである (他方で、重さが極端に増える場合、理由の重さが無限大になるということには言及がない)。

ペリーも認めていることだが、部分的敬讓は、普通の正当化のテーゼが求める敬讓の仕方ではないという意味で、それと両立しない<sup>18</sup>。なぜなら、ラズにおいては権威者が正統であるなら、部分的敬讓——つまり権威者の判断を理由の重さを変える理由とみなすの——ではなく、権威者の判断を理由にして行為する場合に、客観的比較衡量で勝つ理由との一致の確率を最大化するからである。権威者の判断が大体において正しく、そして行為者が、 $\phi$ せよという権威者の判断を理由の重

<sup>18</sup> SUL, *supra* note 2, p. 933 参照。

さを変える理由として受け取る結果、以前考えていたよりも  $\phi$  する理由が重いとみなしたとしても、なお行為者は  $\phi$  する理由と  $\phi$  しない理由の比較衡量において  $\phi$  しない理由の方を重いものとみなしたり、双方の理由が等しい重さをもつとみなしたりする結果、正しい行為をしなないかもしれない。そうだとすると、部分的敬讓という従い方では、行為者は権威者の判断が大体において正しいとしても、その恩恵を受けられない。

付言すると、権威の本性を明らかにする際に、行為者の受け取り方ではなく、権威者の意図を重視するラズからすれば、権威者の判断を行為者がどう受け取るかは、権威者にとって本質的な限界ではないだろう。権威者の発言を行為者がどのような受け取り方をするのかは行為者各様であるから、そこから権威の性質を見出すことは困難であるとラズは考える<sup>19</sup>。権威者の発言の行為理由としての機能を、それが行為者の実践的推論においてどのように機能するものとして権威者が意図しているのかという観点で分析するラズと、行為者が不確かさのもとで権威者の発言をどのように受け取るかという観点で分析するペリーとでは、権威分析の出発点がそもそも違うのである。

ラズとペリーとでは、権威者に担わせている役割が異なっている。権威者の判断が「自分の判断では行為しない理由」としての排除理由であることを根拠づける事態は、ペリーにおいては、行為者が自分自身の判断を信用できない場合、つまり行為者が実践的不確かさに陥っているという事実である。他方で、ラズの場合には、権威者が人々の行為を調整する際に、人々が自分の判断で好き勝手に行為するなら、行為が調整されないということにある。もちろん、ラズもペリーの中心事例であると思われる専門知をもつ権威者による助言を考察対象に入れている<sup>20</sup>。だがそれは実践的権威の分析の一部にすぎない。

行為調整の観点からは、権威者の発言は本質的に排除理由となる。なぜなら、各行為者がそれぞれ自分の判断で行為するなら、行為が調整されないからである<sup>21</sup>。他方で、不確かさへの対処の観点から見ると、排除理由が機能する根拠となるのは、行為者が何をすべきか分からないという事実である。行為者自身がすべき行為を知っているなら、権威者が存在することは、行為者自身の判断で行為しない理由とならないからである。

ラズとペリーでは、どのような権威者を念頭に置いているかという点でも異なる。ラズは、立法者や裁判官を行為調整する権威者とみなしている。例えば、立法者は、煽り運転手に刑罰を科すことによって、煽り運転を減らすように行為調整する。裁判官が下す判決は、紛争当事者にすべき行為を示し、その行為を調整する。これらの場合に、行為者が自分の判断で行為してよいのであれば、行為は調整されない。それに対して、ペリーの場合は、囚人のジレンマ的状况にも言及しているが<sup>22</sup>、権威者の行為調整能力よりも、行為決定に必要な知識を有することに重きを置いている

---

<sup>19</sup> *The Authority of Law*, *supra* note 1, ch. 1 参照。

<sup>20</sup> 例えば、*PRN*, *supra* note 1, p. 63.

<sup>21</sup> 行為調整については、*PRN*, *supra* note 1, pp. 62-65, esp. p. 64 参照。

<sup>22</sup> 前掲注 8 参照。

ようにみえる。権威者の典型は、専門家であり、素人がその助言を得るというケースを想定しているようである。ここでは取り上げなかったが、ペリーは、裁判官による行政行為の審査について、実践的不確かさに陥った裁判官が行政機関の専門家による判断に敬讓を示す例を挙げている<sup>23</sup>。

以上のように、ラズとペリーは、権威理解がすでに異なっており、それに連なる排除理由理解にも差異が生じることになる<sup>24</sup>。

## (b) 第二の限界—確信による限界

権威者の判断はたとえ間違っていたとしても拘束的である（したがって排除理由である）とラズが論じているのに対して<sup>25</sup>、ペリーは、権威者が判断を下す際に管轄や内容について誤りを犯していなかったとしても、権威者の判断に対する敬讓が制限される場合があると言う<sup>26</sup>。というのは、上述の実践的不確かさへの対処戦略の観点から見た場合、行為者が権威者の判断が間違っていると疑いなく確信しているなら権威者の判断に従おうとは思わないだろうからである。この確信の場合とは違って、行為者が正しく、権威者が間違っている場合、権威者の判断に従うことは客観的比較衡量で勝つ理由との一致をもたらさない。

自分の判断では行為しない理由は、行為者の認識——ペリーは認識という言葉を好んでいるが、実際には確信を問題にしている——状況と関わる。例えば、行為者は、一定の考慮の重要性について確信をもてない場合にだけ、そのような考慮を自身の実践的推論から排除する理由をもつが、正確に重さを知っていると確信している理由を自身の考慮から排除する理由はない。

このように、権威者の判断に敬讓を示す（べきである）かどうかは、行為者が権威者の判断の正確さに対してもつ確信しだいなのである。権威者の判断がもつこの種の限界を、「確信による限界」(epistemic limitation) と、敬讓すべきでなくなる行為者の（権威者の判断が間違っているとの）確信の程度を、「確信度」(epistemic threshold) とペリーは名付けている<sup>27</sup>。個々の場合で行為者

<sup>23</sup> SUL, *supra* note 2, pp. 936-941 参照。

<sup>24</sup> 重さを変える理由 (reweighting reason) という観念が働く別の文脈の例としてペリーは、推定 (presumption) を挙げる。推定とは、反証がない限りある事柄について一応こうだという判断をすることである。推定 (ペリーが挙げる例は、無罪の推定、死亡の推定) は、理由の客観的衡量が要求する行為が何であるか分からない場合 (実践的不確かさ) への対処方法の一つとして位置づけられ、それが重さを変える理由とみなされる場合には、「ある行為を正当化するために必要 (または十分) であると思われる証拠の強さの増大 (または減少) を要求する」(SUL, *supra* note 2, p. 933) とされる。詳しい説明はされていないが、無罪の推定の例をとれば、それは、被告人がアリバイを主張し、検察官がアリバイの不存在の立証活動をしたが、裁判官がアリバイの存否について確証を抱けなかったため、無罪の推定に従って無罪判決を下す場合である。無罪の推定とは、有罪——この例の場合はアリバイの不存在——の確信度 (後述 (b) 参照) を相当高く設定することである。これについてラズは一言述べているだけだが、推定の説明において、ペリーの重さを変える理由という発想の有用性を否定はしていない。FU, *supra* note 15, p. 1178 参照。

<sup>25</sup> PRN, *supra* note 1, p. 135 参照。

<sup>26</sup> SUL, *supra* note 2, pp. 933-934 参照。

<sup>27</sup> SUL, *supra* note 2, p. 934 参照。

がもつ確信の程度と、敬讓するかしないかを定める基準としての確信度の区別に注意されたい。行為者がもつ確信の程度が、確信度に達しているかどうかによって、権威者の判断に行為者が従うべきかどうかが決められることになる。

ペリーによると、実践的不確かさの観点から導入された、権威者の判断に対する、行為者の確信による限界と確信度——その程度は低いものであっても——の概念は、普通の正当化のテーゼによって要求されるものである<sup>28</sup>。ペリーは確信度が高いとか低いという表現を用いているが、それは権威者に敬讓すべきでなくなる行為者の確信——確信の内容は権威者の判断が間違っているということ<sup>29</sup>——の大小と対応しており、次のように理解できる<sup>30</sup>。確信度が非常に低い場合とは、行為者が権威者の判断の正しさにわずかでも疑問を抱いたら（行為者の、権威者の判断が間違っているという確信が弱いときでも）、権威者の判断に敬讓を示すべきでないという場合であり<sup>31</sup>、確信度が非常に高い場合とは、行為者が権威者の判断が間違っていることについて絶対的な確信を得るまでは（あるいは得た場合ですら）敬讓すべきであるという場合である。（この最後の場合は、ラズの排除理由理解に近いように思われる。）

### (c) 確信による限界と排除理由の再定式化

ペリーは、以上の確信による限界についての説明に合わせて、主観的二階理由（上述①参照）を以下の③と④に分けている。

- ③ 純粹な（主観的）排除理由とは、行為者が他者が間違いを犯しているときでさえ、（適切な射程と管轄上の制約内で）他者の実践的判断に対する敬讓をつねに要求する主観的二階理由である<sup>32</sup>。

③と同じく主観的排除理由と定義されていた②が③とどう関係しているのかペリーは明言していないが、ペリーからすれば③は②——②は①の限界事例——の解釈であろう。③においては、権威

<sup>28</sup> SUL, *supra* note 2, p. 941 参照。その理由について、ペリーは、権威者の判断に従わないほうが、諸理由の比較衡量で勝つ理由との一致の最大化することがあるからだと述べている。

<sup>29</sup> SUL, *supra* note 2, p. 934 では、（極端な場合の）確信の内容は、行為者が正しく、権威者が間違っていることとしている。ペリーの説明の大半では、権威者が間違っていることが確信の内容であり、自分が正しいと確信していることまでは求められていない。行為者は自分が正しいと確信していれば、それと異なる権威者の判断を間違っていると確信するだろうが、行為者はすべき行為が何なのか分からなくとも、権威者の判断が間違っているという確信をもちうるからであろう。

<sup>30</sup> SUL, *supra* note 2, p. 935 参照。確信度については、pp. 934-936 で説明されているが、ペリーの関心が、それとラズの普通の正当化のテーゼとの整合性にあるため、非常にわかりにくいものとなっている。

<sup>31</sup> 確信度が低く設定される（と思われる）例として、権威者が行為者よりもわずかに理由の比較衡量を上手にできる場合や権威者が判断ミスをつたつた場合には、行為者は権威者の判断が間違っているとそれなりに確信したら、それに従うべきでないことがあるとする。SUL, *supra* note 2, pp. 935-936 参照。

<sup>32</sup> SUL, *supra* note 2, p. 942 参照。

者の判断が間違っているとの行為者の確信を考慮に入れ、なおかつ、その確信度を限りなく高く設定することで、行為者の判断は事実上無視されることになる。なお、③でペリーは「他者」と書いているが「権威者」と理解して差し支えない。おそらく定式をより一般的なものにしようとして、「権威者」ではなく、「他者」にしたのであろう。また「行為者」は「権威者の判断の受け手」という意味である。すでに触れたが、ペリーは、行政行為の司法審査の例で、行政機関の専門家の判断に敬讓を示す裁判官の例を挙げている。この例での権威者とは、行政機関の専門家であり、行為者（つまり、権威者の判断の受け手）は裁判官である。

③のポイントは、確信度を 100%として（ただし、実際に確信の程度が 100%に達することはない）、 $\phi$ せよという権威者の判断は、行為者がそれを間違っていると、つまり、 $\phi$ しないことが正しいと確信しているときでさえ、 $\phi$ しない（一階）理由に重さ 0 を与える理由だとしたところにある。行為者は実践的推論においていくらか重さをもつ  $\phi$ する（一階）理由と、重さ 0 の  $\phi$ しない理由を比較衡量し、 $\phi$ することをすべき行為として決定する。xがある法律の内容が不正であると強く確信しているが、それでも民主的過程を経て制定されたものだ（から確信度を 100%とすべき）として従う場合が③の例として挙げられるだろう。

なお、ペリーは、ラズと違って、権威者の判断を一階理由と排除理由の組み合わせとは考えていない<sup>33</sup>。ペリーにとって権威者の判断は、一階理由の面をもたず、行為の良し悪しとは無関係であるから、行為理由の客観的比較衡量に登場するようなものではない。それにもかかわらず、行為者は、自分では客観的比較考量が要求する行為が何であるのか分からないという不確かさゆえに、それについての権威者の判断を尊重することによって、すべき行為に関する主観的決定を行うことができる。つまり、行為者は、権威者の判断を手がかりに——それは一階理由の重さに関する行為者の信念に影響を与える——すべき行為を決定する。要するに、ペリーの主観的二階理由は（次の④も含めて）、客観的理由の客観的比較衡量とは直接の関係がなく、行為者の、理由の重さに関する信念に影響を与えるものである。

④ 確信によって制限された理由（epistemically-bounded reason）とは、〔権威者の判断が間違っているという〕確信が特定の程度〔すなわち確信度〕に達するまでは行為者に、他者の実践的判断に対する敬讓を要求する主観的二階理由である<sup>34</sup>。

④は、一階理由の重さを変える（といえばそうだが）というよりも、敬讓すべき機会を制約する理由である。権威者の判断が誤っているとの行為者の確信が確信度に達しない場合は、権威者の判断に敬讓を示すことが要求されるが、そうでない場合は、権威者の判断に従う必要はなくなる。④

<sup>33</sup> SUL, *supra* note 2, p. 930 参照。

<sup>34</sup> SUL, *supra* note 2, p. 942 参照。なお、〔 〕内は引用者による補足。

は、先に③が②の解釈だと指摘したのと本質的に同じ意味で、①の解釈である。つまり、④においては、権威者の判断が間違っているとの確信が確信度を越えれば、行為者の判断は権威者の判断より重くなるが、確信度を越えない場合は権威者の判断のほうが重くなるということである。重い可否かの判定は状況に応じた確信度の設定（および行為者の確信の程度）にかかっている。

#### (d) 小括

ペリーが提出する4つの理由は、どれも重さを変える主観的二階理由である。①は、 $\phi$ せよという権威者の判断があるとき、行為者が $\phi$ する理由により重みを与える（または、 $\phi$ しない理由から重さを奪う）理由である。②は、①の限界事例であり、 $\phi$ せよという権威者の判断があるとき、行為者が $\phi$ しない理由の重さを0にする理由である。

①と②では重さの変わり方についての言及がないのに対して、③と④ではその説明がある。③は、既述のように②の解釈であり、また④の限界事例——確信度が極めて高く設定される——でもあり、 $\phi$ せよという権威者の判断があるとき、行為者が権威者の判断が間違っていると疑いなく確信しているときでも、 $\phi$ しない理由の重さを0にする理由である。④は、既述のように①の解釈であり、 $\phi$ せよという権威者の判断があるときに、権威者の判断が間違っているという行為者の確信が確信度に達しない場合に権威者の判断の方を重くし、確信度に達する場合に行為者の判断の方を重くする理由である。

### III 検 討

#### (1) 確信度設定のための理由

ペリーの挙げる例を引けば、行政行為の適法性を審査する裁判官が、行政機関の専門家の判断を間違っていると思っではいるが、行政目的の達成のための手段として合理性を欠くとまでは言えないので、専門家の判断を尊重するという場合<sup>35</sup>は、④（ないし③）の事例である（そこでは権威者は専門家、行為者は裁判官）。注意すべきは、④（ないし③）の場合には、 $\phi$ せよという権威者の判断を尊重する、したがって確信度を高く設定する理由が存在するということである<sup>36</sup>。別の例を挙げれば、 $x$ が、 $\phi$ せよと命じるある法律を悪法だと確信しているが、民主的過程を経て制定されたものなので、それに従うという場合、法律が民主的に制定されたという事実が確信度を高くさせているのである。

#### (2) ペリーの主観的二階理由は実践的不確かさに対処しているのか

ラズによれば、権威者が正統であるということは、彼の下す判断が大体において正しいというこ

<sup>35</sup> SUL, *supra* note 2, pp. 936-941 参照。

<sup>36</sup> SUL, *supra* note 2, p. 944 参照。④に関する文脈であるが、ペリーは権威者の判断に従うことが普通の正当化のテーゼ以外の根拠で正当化される場合について（具体例を挙げていないが）言及している。

とを意味する。そうだとすると、権威者の判断に従うことは、すべての事例においてではないにしても、かなりの頻度で、客観的比較考量で勝つ理由との一致をもたらすだろう。他方で、権威者の判断が間違っているなら、それに従う理由はない。このことはラズも認めており、権威者の判断は、絶対的理由ではない<sup>37</sup>。

ペリーが焦点を合わせているのは、行為者は、客観的比較考量がどんな行為をすることを要求しているのか分からないという状況である。しかし、ペリーが提出した不確かさへの対処方法としての主観的二階理由、特に主観的排除理由という観念は、理由との一致の確率を高めるというラズの戦略とは、直接の関係がない。このことをいくつかの場合に分けてみておこう。

- (a) 行為者が、権威者の判断が正しいと知っており、権威者の判断に従うなら、それは客観的比較衡量で勝つ理由と一致する（それどころか、行為者は、自分自身の判断で行為して、当該理由に従うことすらできる）。しかし、これは、ペリーの注目する事例ではない。なぜなら、行為者の実践的不確かさが問題となっていないからである。
- (b) 行為者が、権威者の判断が間違っていると知っている場合、行為者が権威者の判断に従う理由はない。この場合も（a）と同様に行為者の不確かさは問題となっていない。
- (c) 行為者が、権威者の判断が正しいと（知ってはいるが）確信しているとき、行為者の確信は、権威者の判断が実際に正しいかどうかとは直接の関係がない。確信がいくら強くても、それが真理だという保証はないからである。
- (d) 行為者が、権威者の判断が間違っていると確信しているときも、この確信は、権威者の判断が実際に正しいかどうかとは直接の関係がない。

既述のようにペリーは、行為者が権威者の判断に従うべきかどうかは、その判断が間違っているという確信の程度と確信度に左右されるという。したがって、どの強度の確信を持てば、行為者が権威者の判断に従うべきかは、状況ごとに異なる。しかし、その確信がどのようなものであれ、権威者の判断が正しいかどうかとは直接の関係がないから、客観的比較衡量で勝つ理由との一致を保証しない。

たしかに、行為者は、権威者の判断を手がかりにしながら、何とか理由の比較衡量をしてすべき行為を決めたかもしれない。そしてそれは、客観的比較衡量が示す行為が何であるのかさっぱり分からなかったときと比べると、ともかくも行為決定をしたという意味では、不確かさに対処したと言えるのかもしれない。しかし、権威者の判断に従って選択された行為が、理由の客観的衡量によらずすべきでない行為であった場合、それを、主観的決定においてすべき行為だとすることが実践的不確かさへの対処だとすることには一抹の不安が残る（この問題はここではこれ以上追及しな

---

<sup>37</sup> *The Authority of Law*, *supra* note 1, p. 13 参照。



い)。

### (3) 確信によって制限された理由が排除理由でないのはなぜか

ペリーによれば、彼の定義する排除理由と呼ぶにふさわしいのは、③だけである<sup>38</sup>。確信によって制限された理由④は、権威者の判断が間違っているとの確信の程度が確信度（100%未満）に達した場合は、行為者の判断とその理由を排除しないからである。他方、ラズによると、彼が定義する排除理由としての規範やルールは、その正当化理由が何であるかを名宛人たる行為者が知らなくても、正当化理由とは独立に理由として機能する。すなわち、「規範の存在は、自動的に実践的問題を解決するのではない。当該規範によっては排除されない他の衝突する理由があるかもしれない。〔理由（＝規範）の〕射程に影響を与える考慮があるかもしれない、等々。しかし、大体の場合において規範の存在は決定的であることは認められなければならない。〔事態〕複雑にする要因は少数の事例でしかみられない。規範をもつことの主たる目的は、これを単純化することである。規範が排除理由であるという事実が、規範がこの目的を達成することを可能にする。〔中略〕規範は、それを正当化する理由から相対的に独立している。規範が妥当であることを知るためには、それを正当化する理由があることを知らなければならない。しかし、多数の事例に規範を正しく適用するために、〔規範を正当化する〕理由が何であるかを知る必要はない。』（PRN, 79.〔 〕内は引用者による補足。）

ラズは、規範をもつことの主たる目的を、実践的推論を単純化することにあるとする。それは、規範の排除理由としての面が、それと衝突する一階理由を排除するので、理由の比較衡量を省いてくれることによる。だが、ペリーによると、確信によって制限された理由④にこの役割はない。なぜなら、行為者が確信によって制限された理由に依拠する際には、権威者の判断の基礎にある推論にある程度精通している（familiar）——行為者が理由を知っているのか、知っていると思っているだけなのかをペリーは述べていない——必要があるからである<sup>39</sup>。どういうことかという、確信によって制限された理由が働くとき（この理由が機能するというのはいったいどのような場合なのかについては、後述する）、しかも、権威者の判断が敬讓されず理由として機能しないとき、行為者は、権威者の判断が誤っているという（確信度以上の）確信をもっている。それは行為者が、問題となっている状況における理由にある程度精通しているということを含意し、行為者の方が権威者より深く行為理由に精通していなければ、権威者の判断が間違っているという確信をもつことはできないと考えられているのである。

要するに、実践的不確かさに直面した行為者が、権威者の判断を尊重するという場合、行為者自身は、すべき行為に賛成の理由と反対の理由の存在や重さについての情報を不十分にしか知らないのだから、権威者が行為者よりもこれらの理由について正確な判断を下している（と正解を知らな

<sup>38</sup> SUL, *supra* note 2, p. 944 参照。

<sup>39</sup> SUL, *supra* note 2, p. 943 参照。

いはずの行為者が思っている) ときには、行為者は、実践的不確かさへの対処戦略として、権威者の判断に敬讓を示せばよい。他方で、権威者が問題となっている行為理由について、行為者と同じくらいか、行為者以下の判断能力しかない場合や、行為者が、権威者の判断の正確さを信頼できなくなるような場合には、行為者は、信用できない権威者の判断に従わないであろう。確信によって制限された理由④は、権威者の判断が間違っているとの確信の程度が確信度に達した場合に権威者の判断への敬讓をやめさせる。それは、行為者がある程度行為理由に精通しているからこそ機能するのであって、上記引用の排除理由についてのラズの見解に反し、正当化理由(への確信)と独立には機能しない。その結果、確信によって制限された理由④は、ラズのいう排除理由(規範やルール)とは違う性質をもつとペリーは言うのである。

以上のようなペリーの見解に対して、ラズは、確信によって制限された理由④も、それを正当化する理由から独立に適用可能であると反論する<sup>40</sup>。私見によれば、ラズとペリーは、④が行為者の実践的推論において理由として働く局面についての注目点が異なっている。ペリーにおいて、④は以下の二つの仕方働く。

第一に、④は、権威者の発言があり、かつ行為者がそれが間違っているという確信の程度が確信度に達していない場合に働く。この場合、行為者は権威者の判断に敬讓を示す。ラズが反論において注目しているのは、この場合だと思われる。行為者が、権威者の判断が間違っているという確信度に到達しないのは、彼自身が理由に精通していないため、権威者が行った理由の比較衡量が確信度を越えて間違っているとの確信を抱けないからである。この場合、権威者の判断——これは確信によって制限された理由④の一部をなす事実——は、その正当化理由とは独立に、行為理由として機能する。換言すれば、行為者は正当化理由を知らなくても、権威者の判断に基づいて行為することができる。この理解が正しければ、規範がその正当化理由から独立に適用できるのと同様に、確信によって制限された理由④もそのように適用できる。

第二に、④は、権威者の発言が存在し、かつ行為者がそれが間違っていると確信度を越えて確信している場合にも働く。この場合には、行為者は権威者の判断に敬讓を示さない。このとき、行為者は行為理由に精通しているからこそ、権威者の判断の正確さを疑っている。この場合、確信によって制限された理由④は、正当化理由と独立には機能していない。ペリーが念頭に置いているのはこちらの場合であろう。自明のことだが、これは④の定式化文言を反対解釈したものである。

要するに、④は、行為者が敬讓を示す場合には、正当化理由から独立に機能しうるが、敬讓を示さない場合には、正当化理由から独立には機能しえないのである。ラズは前者を、ペリーは後者を念頭において議論を展開しているために、すれ違いが生じているのである。

---

<sup>40</sup> FU, *supra* note 15, p. 1179 参照。

#### (4) 主観的排除理由という観念は必要なのか

ラズが「ある理由では行為しない理由」と定義する排除理由は、権威者の判断が排除理由とされる場合には、「行為者自身の判断では行為しない理由」として現れる。これをベリーは彼のいう主観的排除理由とみなした。この種の排除理由の存在理由は、ラズによれば行為調整——各行為者が自分の判断で好き勝手に行為するのを防ぐこと——にあるのに対して、実践的不確かさへの対処に注目するベリーによれば、自分の判断が信用できないこと、あるいは、何をすべきかわからないことにある。

ここで問題になっている行為者自身の判断とは、理由の比較衡量に関する判断である。次のような例では、ラズの説明のほうが適切かもしれない。例えば、軍隊において、民間人からパンを徴用せよと上官から命令された兵士は、自分の判断ではそうすべきでないと考えたとしても、彼は自分の判断ではなく命令に従って行為すべきである<sup>41</sup>。命令は、行為者自身の判断で行為することを排除する。兵士はすべき行為を知っているが、それに基づいて行為しない理由をもつ。行為の調整という観点からは、兵士が命令ではなく、自分の判断で行為するなら、指揮系統がうまく働かず、軍の機能を損ねるだろう。

ところで、行為者の判断とは、行為者のもつ信念——比較的強い信念を「確信」という——でもある。上の例では、兵士は、理由の比較衡量がパンを徴用すべきでないとししているという自分の信念に基づいて行為しないということである。ラズは、行為理由は事実であると定義しているので<sup>42</sup>、信念が理由たる事実とどのように関係するのが問題となる。

ラズは、ある理由に対する行為者の信念に基づいては行為しない理由が、排除理由でありうることを認めている。だが、ラズが強調するのはその点ではない。やや長いが、『実践理性と規範』から関連箇所を引用しておこう。

「無能力〔理由の比較衡量ができないこと〕を根拠とする排除理由は、次の点で他のすべての排除理由（例えば、権威を根拠とする理由）とは異なる。それは、行為者が自分のすべきことを決定する時点での状況〔疲労、酩酊など〕にかかっている点である。このことから、無能力を根拠として比較衡量を排除する理由は排除理由ではないと考えたくなるかもしれない。〔なぜなら〕そうした理由は理由の比較衡量をしない（すなわち、精神的行為をしない）普通の（一階）理由であると思う者もいるだろう〔からである〕。しかし、これは明らかに間違っている。〔なぜなら〕行為者<sup>43</sup>がそのような状況で自分の判断で行為しようとするほどには自分の判断を信用していないとしても、娯楽や頭の体操などのために論拠を精査することを妨げる理由はない〔からである〕。

あるいは、無能力は、自分の判断に基づいて行為しない理由である（なぜなら、〔無能力な〕自分の判断は間違っている確率が高いから）と主張する者もいるだろう。〔だが、〕それ〔つまり、自

<sup>41</sup> この例については、PRN, *supra* note 1, p. 38 参照。

<sup>42</sup> PRN, *supra* note 1, pp. 18-19, および拙稿「ジョセフ・ラズの行為理由の論理学」（前掲注1）37-38頁参照。

<sup>43</sup> 原文では 'a person' となっている。PRN, *supra* note 1, p. 48 参照。

分が無能力であること〕は、妥当な理由に基づいて行為しない理由ではない。自分の判断は間違っているだろうという事実が、そのような状況では、〔排除〕理由〔つまり、自分の判断では行為しない理由〕の根拠であることは明らかである。

しかし、次のこともまた真であろうか。すなわち、その理由は、一定の理由では行為しない理由ではなく、自分の判断を信用しない理由であること。〔偽なり。なぜなら、〕理由の妥当性を信じていない者は、その理由で行為することはできない〔から〕<sup>44</sup>。それゆえ、pという理由では行為しない理由の実践的なレレヴァンスは、行為者がpを妥当な理由と信じている場合にp〔という理由〕では行為しない理由のそれと同じである。明らかに、後者は、行為者の信念に基づいては行為しない理由である。しかし、この意味では、あらゆる二階理由は、理由に対する行為者の信念に基づいて行為する理由か、それに基づいては行為しない理由のどちらかである。』(PRN, 48. [ ] 内および圏点は引用者による。引用に当たり原文にある注は省略した。また原文にはない改段落をした。)

これから、次の三点が理解できる。第一に、すべき行為の理由となるのは、行為者の信念ではなく、事実であること。第二に、ある理由で行為し、またはある理由では行為しない場合には、その理由の妥当性を行為者が信じている必要があること。つまり、事実pが、xが $\phi$ する理由である場合に、xがpを理由に $\phi$ すること、をしないためには、xはpが $\phi$ することを支持していると信じている必要があること。第三に、pを理由にして $\phi$ しないことと、pに対する信念(つまり、pが真だと信じていること)を理由にして $\phi$ しないこととは、どちらの場合も行為者が行為( $\phi$ しないことを)するという点では同じだということ。

要するに、行為者が行為するという局面では、行為理由たる事実に対する信念に基づいて行為する場合があるが、すべき行為の根拠となるのはその信念ではなく、行為理由たる事実だということである。それゆえ、ラズにとっては、すべき行為を決定する場面で、ペリーがしたように、排除理由について、ある理由では行為しない理由という客観的解釈と、自分の判断(信念)では行為しない理由という主観的解釈を区別する必要はないということになる。

#### IV おわりに

本稿では、排除理由概念を一層明確化するために、ペリーによって提出された不確かさへの対処戦略としての排除理由理解を検討した。ペリーによる批判にもかかわらず、ラズは自身の排除理由理解を変えていない。彼は、ペリーと違って、実践的権威者の役割を行為の調整にあるとし、依然

<sup>44</sup> ここで理由の妥当性とは、その理由pが存在するなら、それが支持する行為 $\phi$ をすべきであるということの意味する。排除理由は、xがある理由pでは $\phi$ しない理由である。言い換えると、xが理由pで $\phi$ すること、をしない理由である。xがpという理由で $\phi$ するために、xはpの妥当性を信じる必要がある。逆に、xがpという理由で $\phi$ することを、しないためにも、xはpが $\phi$ を支持すると信じている必要がある。要するに、理由と行為の結びつきを信じていないと、その理由で当該行為をすることはできない。

権威者の側から、権威者の判断の理由としての性質をみているからである。対照的に、ペリーにおいては、権威者の判断は、行為者の観点から、行為者が自分の判断で行為する自信がない場合に、権威者の判断をうまく利用するという実践的不確かさへの対処戦略として、その意味を見出されたのであった。それによって、ペリーは、ラズの権威分析が、権威者の判断に対して行為者が程度を異にする確信をもつということ捉えることができないという弱点をもつことを示した。

本稿での作業は、排除理由概念の一定の明確化にとどまり、それが法分析においてどのような意義をもつかには立ち入れなかった。その点の探求は今後の課題としたい。